高齢者虐待防止のための指針

訪問介護 菜のはな

- ① 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ② 虐待の定義
- ③ 虐待防止検討委員会・その他組織について
- ④ 虐待防止についての職員研修について
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応方法について
- ⑥ 虐待が発生した場合の相談・報告体制について
- ⑦ 成年後見制度の利用支援について
- ⑧ 虐待等に係る苦情解決方法について
- ⑨ 利用者等に対する当該指針の閲覧について
- ⑩ その他

策定 令和6年2月1日

① 基本的な考え方

当事業所は利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為と認識し高齢者虐待防止法に 基づき、高齢者の虐待禁止、予防、早期発見をし徹底するために本指針に従い業務にあたることとする

② 虐待の定義

- 1) 身体的虐待・・・暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又は、恐れのある行為を加えること。正当な理由なく身体を拘束すること
- 2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)・・・意図的であるか結果的であるかを問わず行うべきサービスの提供を放棄又は放任し利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること
- 3) 心理的虐待・・・脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること
- 4) 性的虐待・・・利用者にわいせつな行為をする。または利用者にわいせつな行為をさせること
- 5) 経済的虐待・・・利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

③ 虐待防止に係る検討委員会の設置

- 1) 本事業所は虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待検討委員会」を設置するとともに虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする
- 2) 検討委員会の委員長は訪問介護事業所管理者が務める
- 3) 委員会は安全委員会に属し委員は各事業所から選出された職員で構成される
- 4) 委員会は年度で計画される安全委員会の日程を鑑み委員長を中心に日程を調整する
- 5) 委員会は年1回開催し、緊急事案が出た場合は委員長に申し出、検討委員の他事案に関係する職員も参加し検討対策を講じる
- 6) 審議事項は「基本理念」「行動規範・職員への周知」「虐待防止の指針・マニュアルの整備」 「人権意識を高める研修計画の策定」「虐待予防・早期発見に取り組み」「虐待発生時の対 応」「原因分析と再発防止策に関すること」

④ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- 1) 研修内容は検討委員会が作成し全職員が受講することとする。年に1度の研修は必須。 さがみリハビリテーション病院の院内勉強会も同法人職員とし参加する
- 2) 研修内容は適切な知識を身に付け本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする
- 3) 研修内容は検討委員会で資料他参加者名簿を記録保存する。保存期間は介護保険制度 文書保管期間に則る。

⑤ 発牛時の対応に関する基本方針

1) 虐待が発生した場合は速やかに市へ報告するとともに要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は厳正に対処する

- 2) 緊急性の高い事案の場合は市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命保全を最 優先とする
- ⑥ 虐待が発生した場合の相談・報告体制
 - 1) 利用者・利用者家族・従業員から虐待の通報を受けた場合は本指針に従って対応する
 - 2) 利用者の居宅に於いて虐待が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決に向かうよう 努める
 - 3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は虐待検討委員会に報告し速やかな解決に繋げる
 - 4) 事業所内での高齢者虐待は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から早期発見に努めなければならない。
 - 5) 事業所内での虐待に関しては必要に応じ事実を公表し関係機関や必要なところへ説明を行う
 - 6) 報告に関しては相模原市の対応マニュアルや厚生労働老健局の支援方法を参考に行う
- ⑦ 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し必要に応じて社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする

- ⑧ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
 - 1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付けた内容を管理者に報告する。
 - 2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は個人情報の取扱いに留意し相談者に不利益が
 - 3) 生じないよう細心の注意を払って対処する。
 - 4) 対応の結果は相談者にも報告することとする
- ⑨ 利用者に対する指針の閲覧

従業員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるよう 事務室に備えつけることとする。また、事務所のホームページにも公開する。

その他

虐待防止推進に必要な事項とし権利擁護・虐待防止等の内部研修、外部研修にも積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする

この指針は令和6年4月1日より施行する